

復興特別所得税に関するお知らせ

預金や債券の利子等の所得税に対し、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、所得税×2.1%の復興特別所得税が追加課税されます。

これに伴い、以下の税率で源泉徴収されます。

	～平成24年 12月31日	平成25年1月1日～ 平成25年12月31日	平成26年1月1日～ 平成49年12月31日
円預金・外貨預金の 利子	所得税 15% 住民税 5% 合計 20%	(注1) 所得税及び復興特別所得税 15.315%	
債券(リッショー・ リッショーワイド) の利子	所得税 15% 住民税 5% 合計 20%	住民税 5% 合計 20.315%	
債券(ワリショー) の償還差益	所得税 18% 住民税 非課税 合計 18%	(注2)	
公募株式投資信託の 普通分配金・譲渡益 等	所得税 7% 住民税 3% 合計 10%	所得税及び 復興特別所得税 7.147% 住民税 3% 合計 10.147%	(注3) 所得税及び 復興特別所得税 15.315% 住民税 5% 合計 20.315%

- 利子等の計算期間等にかかわらず、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払いを受ける利子等に対し、上記税率で源泉徴収されます。
- 公募株式投資信託の普通分配金や譲渡益等について、お客さまが確定申告を行う場合には、「各年分の所得税額×2.1%」が復興特別所得税として課税されます。
- 少額貯蓄非課税制度(マル優)を利用している場合などには、復興特別所得税は課税されません。
- 各種資料等によっては、復興特別所得税の税率が表示されていない場合があります。
- 今後税制が改正された場合は、内容が変更となる場合があります。

(注1) 所得税15%×2.1%=0.315%(復興特別所得税)が付加されます。

(注2) ワリショーは、発行時に所得税が源泉徴収されます。当金庫は、平成24年12月27日をもって債券(ワリショーを含む)の発行を終了いたしますので、ワリショーは復興特別所得税の適用対象外となります。

(注3) 上場株式等の配当・譲渡所得等にかかる軽減税率の適用期限が到来することによる税率の変更です。